

国空予管第 4 4 9 号
平成 2 4 年 3 月 2 3 日

地方航空局長 あて

航 空 局 長

低入札価格調査制度調査対象工事における契約保証金の額について

国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局における工事請負契約及び設計業務等契約（工事設計業務契約、調査・測量等業務契約及び工事監理業務契約をいう。以下同じ。）の契約保証の額については、「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 1 9 日付け空経第 2 1 2 号）、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 2 2 年 9 月 3 0 日付け国空予管第 5 8 4 号）、「調査・測量等業務契約書について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 2 8 - 2 号）、「調査・測量等業務契約書の運用基準について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 3 1 - 2 号）、「工事設計業務契約書について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 2 9 - 2 号）、「工事設計業務契約書の運用基準について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 3 2 - 2 号）、「工事監理業務契約書について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 3 0 - 2 号）及び「工事監理業務契約書の運用基準について」（平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日付け国空予管第 6 3 3 - 2 号）並びに「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成 2 4 年 3 月 2 3 日付け国空予管第 4 4 8 号）において規定しているところであるが、予算決算及び会計令第 8 6 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた者との契約に関しては、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、一般競争入札対象工事（低入札価格調査制度調査対象工事を含む。）については、引き続き、「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」（平成 2 4 年 3 月 2 3 日付け国空予管第 4 5 1 号）により取扱われたい。

なお、「低入札価格調査制度対象工事における契約の保証の額について」（平成 1 5 年 2 月 2 0 日付け国空経第 1 1 1 2 号）は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

記

1 契約書の取り扱い

低入札価格調査を受けた者との契約を締結する場合については、契約書を以下の様に取り扱うこととする。

(1) 工事請負契約書

- ① 第4条(A)第2項中の「請負代金額の10分の〇以上」について、「請負代金額の10分の1以上」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3以上」に読み替えるものとする。
- ② 第4条(A)第4項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。
- ③ 第47条第2項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。

(2) 調査・測量等業務契約書

- ① 第4条第2項中の「請負代金額の10分の〇以上」について、「請負代金額の10分の1以上」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3以上」に読み替えるものとする。
- ② 第4条第4項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。
- ③ 第42条第2項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。

(3) 工事設計業務契約書

- ① 第4条第2項中の「請負代金額の10分の〇以上」について、「請負代金額の10分の1以上」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3以上」に読み替えるものとする。
- ② 第4条第4項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。
- ③ 第42条第2項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。

(4) 工事監理業務契約書

- ① 第4条第2項中の「請負代金額の10分の〇以上」について、「請負代金額の10分の1以上」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3以上」に読み替えるものとする。
- ② 第4条第4項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。
- ③ 第31条第2項中の「請負代金額の10分の〇」について、「請負代金額の10分の1」とするところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。

2 「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」

「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」に規定されている契約保証金の額について、低入札価格調査を受けた者との契約を締結する場合については、以下のとおり読み替えるものとする。

- (1) 記中「請負代金額の10分の1」としているところを、この場合においては「請負代金額の10分の3」に読み替えるものとする。
- (2) 記5中「請負代金額の100分の5」としているところを、この場合においては「請負代金額の100分の15」に読み替えるものとする。

3 入札前の周知

入札説明書等において、低入札価格調査を受けた者との契約については契約保証の額を請負代金額の10分の3以上とする旨を明記するものとする。

また、「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」別添2中の「請負代金額の10分の1の金額以上」を「請負代金額の10分の1(但し、低札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3)の金額以上」に読み替えるものとする。

附 則 (平成24年3月23日 国空予管第449号)

- 1 この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。